

★神石高原町安全運転サポート車購入助成金交付要綱(抜粋)

R3.5.1改正

○助成対象者(次のいずれにも該当するもの)

- (1)助成対象のサポカーを購入する者であること。
- (2)申請日において、町内に1年以上住所を有する満65歳以上の者であること。
- (3)都道府県公安委員会が交付する有効な自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4)自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている者であること。
- (5)安全運転装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、自動車販売店等からの説明を受け確認を行った者であること。
- (6)町税を滞納していないこと(世帯)。

○助成交付対象サポカー(次のいずれにも該当するもの)

- (1)法第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること。
- (2)令和3年4月1日以降に新規登録又は所有権移転が行われた自家用自動車であること。
- (3)神石高原町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者から購入する新車、中古車であること。
- (4)リース及びレンタル車でないこと。

○助成対象サポカーの機能、装置

- ① 対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ
- ② ペダル踏み間違い急発進等抑制装置

○助成額(助成金の交付は、1世帯1台限り)

	①②搭載車	①搭載車
普通自動車	50,000円	30,000円
軽自動車	35,000円	15,000円
中古車	20,000円	10,000円

○申請フロー

申請 (購入後)



審査・交付決定

● 交付決定通知書を送付



請求



交付

※ 交付者の台帳管理

※申請書兼実績報告書(様式第1号)により申請

※受付:本庁総務課

☆添付書類

- (1)住民票の写し(申請者の住所が確認できるもの)
- (2)自動車運転免許証の写し
- (3)助成対象自動車の自動車検査証の写し
- (4)販売店等が作成した神石高原町安全運転サポート車納品証明書(様式第2号)
- (5)カタログの写し
- (6)領収証の写し(注文書、見積書でも可)
- (7)その他町長が必要と認める書類
・町税納付状況調査同意書

※請求書(様式第4号)により申請

※受付:本庁総務課

※申請時の提出も可とする。